

第七章 罰則

(第十五條第一項違反)

第二十九條 第十五條第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(第二十二條違反)

第三十條 第二十二條の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで、優生保護相談所を開設したものは、これを五万円以下の罰金に処する。

(第二十三條違反)

第三十一條 第二十三條の規定に違反して、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。

(第二十五條違反)

第三十二條 第二十五條の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

(第二十六條違反)

第三十三條 第二十七條の規定に違反して、故なく人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下以下の罰金に処する。

(第二十八條違反)

第三十四條 第二十八條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは三年以下の懲役に処する。

附則

(施行期日)

第三十五條 この法律は公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際、都道府県及び保健所を設置する市が設置している優生結婚相談所は改正後の第二十一條第三項(厚生大臣の設置についての承認)の規定による承認を受けて設置した優生保護相談所とみなす。

3 改正前の第二十二條(優生結婚相談所設置の認可)の規定による優生結婚相談所の設置の認可は改正後の第二十二條(優生保護相談所の設置の認可)の規定による優生保護相談所の設置の認可とみなす。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第二十号を次のように改める。

二十 優生保護相談所の設置を承認し又は認可し、及び優生保護相談所に関する基準を定めること。

(関係法律の廃止)

第三十六條 国民優生法(昭和十五年法律、第七号)は、これを廃止する。

(罰則規定の効力の存続)

第三十七條 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前條の法律は、この法律施行後もなおその効力を有する。

(届出の特例)

第三十八條 第二十五條の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の届出に関する規定)の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

別表

一、遺伝性精神病

精神分裂病、そううつ病、てんかん

二、遺伝性精神薄弱

三、顯著な遺伝性遺伝精神病質

顯著な性欲異常、顯著な犯罪傾向

四、顯著な遺伝性身体疾患

ハンチントン氏舞蹈病、遺伝性脊髄性運動失調症、遺伝性小脳性運動失調症、精性進行

性筋い縮症、進行性筋性栄養障がい症筋緊張病、先天性筋緊張消失症、先天性軟骨發育障

がい、白兒、魚りんせん、多発性軟性神經纖維しゆ、結節性硬化症、先天性表皮水ぼう症、

先天性ポルフィリン尿症、先天性手掌しよ角化症、遺伝性視神經縮、網膜色素変性、

全色盲、先天性眼球震とう、青色きょう膜、遺伝性の難聴又はつんぼ、血友病

五、強度な遺伝性奇型

裂手、裂足、先天性骨欠損症

昭和二十六年における優生保護法の実施状況

優生保護法の実施状況

優生保護法の昭和二十六年における実施状況については原厚生省公衆衛生局庶務課より優生保護法関係統計(一)及び(二)として発表されているが、その中とくに人口問題上重要な数字を一括表示すれば左のとおりである。なお本表による人工妊娠中絶数は胎児の月数四カ月未満のものも含む全部で、四カ月以上のものについてののみ集計されている普通の公表数字と差異のある点を注意されたい

昭和 26 年優生保護法実施状況

	優生手術 実施数	人工妊娠 中絶実施 数	指 師 定 数	優生結婚 相談所個 所数	優生結婚 相談所相 談件数	内、受胎調節に 関する相談件数		
						男	女	計
北海道	2,556	42,773	327	4	3,360	99	1,958	2,057
青森	377	10,157	54	8	274	13	86	99
岩手	669	10,945	93	5	804	12	264	276
宮城	655	13,676	113	13	316	71	187	258
秋田	484	10,703	82	10	0	0	0	0
山形	650	13,997	121	10	203	8	86	94
福島	202	15,299	150	2	4,532	25	382	407
茨城	178	8,903	184	0	0	0	0	0
栃木	59	9,269	147	3	786	18	485	503
群馬	17	7,310	248	12	2,132	12	606	618
埼玉	90	9,256	196	9	2,334	226	1,273	1,499
千代田	25	6,006	189	16	408	26	114	140
東京都	162	33,946	715	9	1,747	33	574	607
神奈川県	233	13,900	219	9	722	20	453	473
新潟	989	24,804	186	2	51	1	43	44
富山	494	12,072	71	4	0	0	0	0
石川	464	7,677	90	3	547	0	544	544
福井	79	5,292	91	1	386	28	344	372
山梨	70	3,652	71	3	535	1	453	454
長野	226	23,185	161	18	4,457	405	2,603	3,008
岐阜	302	10,554	153	12	388	8	221	229
静岡県	473	16,344	208	15	1,090	200	453	653
愛知県	537	40,832	250	22	1,278	11	358	369
三重	155	11,126	147	11	1,606	145	763	908
滋賀	69	7,009	81	11	939	37	428	465
京都	139	19,731	239	5	1,066	77	594	671
大阪	301	35,948	478	37	4,576	221	2,641	2,862
兵庫県	256	27,161	386	25	101	9	47	56
奈良	39	2,024	97	8	139	27	35	62
和歌山	62	5,965	100	12	880	105	286	394
鳥取	278	6,664	63	6	767	49	485	534
島根	80	7,153	65	3	0	0	0	0
岡山	365	14,904	148	9	943	12	356	368
広島	159	12,510	226	13	816	12	228	240
山口	468	15,682	107	5	0	0	0	0
徳島	45	3,201	128	2	244	50	125	175
香川	406	10,655	72	9	281	27	152	179
愛媛	386	9,183	99	3	105	13	45	58
高知	157	3,707	99	6	56	0	14	14
福岡	985	37,917	311	27	4,096	572	2,562	3,134
佐賀	86	5,992	98	3	37	2	29	31
長崎	233	11,660	135	12	0	0	0	0
熊本	315	12,049	135	0	0	0	0	0
大分	239	9,626	155	0	0	0	0	0
宮崎	953	10,875	83	0	1,467	81	701	782
鹿児島	66	7,016	160	12	7	2	—	2
計	16,233	638,350	7,731	409	44,476	2,658	20,981	23,639

(備考) 優生手術実施総数 16,233 件中女子は 15,994 件、またその大部分は法第 3 條によるもので 15,753 件、法第 4 條によるものは 480 件である。また人工妊娠中絶実施総数 638,350 件中法第 12 條によるもの 179,593 件、法第 13 條によるもの 458,757 件である。